

令和元年 10 月 1 日

## 長期優良住宅の認定に係る技術的審査料金

【区分の範囲】 法第6条第1項のうち第3号を除く第1項第1号から第5号口まで  
(長期使用構造等評価+住戸面積・維持保全計画・資金計画)

単位:円(税抜)

審査依頼の種別	戸建・共同住宅の別	
	戸建住宅	共同住宅等 (M : 戸数)
当センターに設計住宅 性能評価申請と同時に 申請をする場合	型式認定・製造者認証	5,000
	上記以外	5,000
単独で申請をする場合	型式認定・製造者認証	29,000
	上記以外	42,000

\* 併用住宅は、共同住宅等の料金とする

\* 計画変更の場合は、それぞれの金額の2分の1とする。(10円未満切捨て)

\* 適合書再交付の料金は1件あたり3000円(税抜)とする